

遠藤典子氏『原子力損害賠償制度の研究』第一章に見られる欠陥の一端

朴勝俊（関西学院大学総合政策学部教授）

大島堅一（立命館大学国際関係学部教授）

2016/9/7

2015年5月より原子力委員会内に原子力損害賠償制度専門部会が設置され、原賠法および関連法制度の再検討が進められている。その委員の一人として、原子力事業者（原発をもつ電力会社）が原発事故を起こした際の、損害賠償責任額に5兆円程度の上限を定めるべきだとする主張を精力的に行っているのが、遠藤典子氏（慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授）である。彼女が原子力損害賠償制度の専門家とみなされる根拠となる主な著作は、『原子力損害賠償制度の研究 東京電力福島原発事故からの考察』（岩波書店、2013年）である<sup>1</sup>。彼女が週刊ダイヤモンド副編集長としての活動の傍ら、京都大学大学院エネルギー科学研究科で研究・執筆し、博士学位請求論文として提出したものが、この本のベースだということである（この論文により、彼女は博士（エネルギー科学）の学位を有する）。この本の内容や特徴についてはここでは触れない。各方面の書評等を参照していただければ、読者は手軽に知ることができるであろう。

本稿では著書の内容や事実認識の是非には立ち入らない。読者に知っていただきたいのは、遠藤氏の研究者としての資格や資質にも関わる、この本の形式的な欠陥のみである。

端的に言って、この本の学術書の引用ルール（常識）に反する引用が数カ所みられる。すなわち、カギ括弧にくくって「引用」されたものが、一言一句原典と一致しておらず<sup>2</sup>、誤字・欠落が見られるほか、場合によっては遠藤氏が情緒的とみられる加筆を行っており（表1）、それが強引な論理展開をよび、内容にも影響を与えているように見受けられる。

この本の第一章の主張は、日本の原賠法は世界標準（遠藤 2013、p.41）から外れた非合理的なものである、というものである。1960年前後の立法化準備の頃、「原子力損害の補償に関する専門部会」（部会長は法学者の我妻栄）が出した答申（1959年）は、「賠償措置額を上限とした欧米流の「有限責任」を明確に提言」（p.48）し、超過分は「国家補償をする必要がある」（p.48）と求めたが、これこそが「当時の世界標準に倣った」（p.48）ものであったと遠藤氏はいう。しかるに、現行の日本の原賠法は「原子力事業者の無限責任+国の援助」（p.42）というあやふやな制度になってしまった。それは法学者たちの「答申に忠実に立法化

---

<sup>1</sup> 遠藤(2013)の奥付けページによれば、「本書で第34回エネルギーフォーラム賞、第14回大佛次郎論壇賞受賞」とのことである。

<sup>2</sup> 学術論文の慣例として、カギ括弧を用いて原典を引用する場合、カギ括弧内は一言一句原典と違わず引用せねばならず、原典に誤字等の誤りがある場合も、その誤りも含めて正確に書き写さねばならない。遠藤氏が勤務する慶應義塾大学の、「情報リテラシー」習得のためのホームページKITIEの「引用について理解する」というページにも、「一字一句、資料のとおり正確に記述します」とある

(<http://project.lib.keio.ac.jp/kitie/cite/basics/03.html>)。

すれば」(p.48)曖昧な条文となるはずがなかったのに、これに抵抗する「政府部内勢力」(p.49)である大蔵官僚の抵抗によってゆがめられたものである、ということである。すなわち 50 頁では「大蔵省の主張および政府部内の支持者たちによって、新法の骨格部分を構成する重要な条文は専門部会答申とはまったく異なるものになった」と述べられている。

表 1 遠藤(2013)の引用上の誤りおよび歪曲の例

遠藤	原典
[p.47] その専門部会答申は、「 <u>最終的な賠償責任はすべて国が持つ</u> 」という極めて明快な思想に貫かれていた。	※我妻(1959)には、「最終的な賠償責任はすべて国が持つ」という文言はみられない。
[p.47] さらに、この2つの目的を、「諸外国の立法作業において例外なく認められる <u>理念</u> 」とした上で、	[我妻(1959)] 上記のことは、諸外国において <u>進められている立法作業</u> においても例外なく認められている原理である。
[p.48] 「万一の場合に生ずる巨額の賠償責任を、毎年支払う保険料に転嫁することによって、 <u>原子力事業の合理的経営をならしめる</u> 」意味がある。	[我妻(1959)] 万一の場合に生ずる巨額の賠償責任を毎年支払う保険料に転化することによって原子力事業の合理的経営を <u>可能</u> ならしめるものである。
[p.49、L6] 実は、我妻は論文の最後で、「 <u>第一条に「被害者の保護を図り</u> 」という句が、「原子力事業の健全な発展に資する」という句と並べて挿入されているが、この挿入を拒否する主張が政府部内に相当強かった」と明かし、 <u>憤っている</u> <sup>70)</sup> 。[70] 我妻栄(1961)10 頁]	[我妻栄(1961)10 頁二段目] 第一に、この法律の目的として、「被害者の保護を図り」という句が、「原子力事業の健全な発達に資する」という句と並べて挿入されていることは、最も注意すべき点である。この挿入を拒否する主張が政府部内に相当強かったといわれる。立案当局の労を多としなければならぬ。
[p.49、L11] 世界各国に共通する原子力損害賠償制度の二大目的の1つを外そうという政府部内勢力があったのである。座談会の進行役である井上は我妻論文の指摘通りに、「 <u>第一条(目的)に「被害者の保護を図り</u> 」という句を挿入することに <u>激しく抵抗された</u> 」ことを認め、その関係官庁担当者の主張を紹介している <sup>71)</sup> 。[71] 我妻栄他(1961)13 頁] 以下は、その主張を筆者の責任で、箇条書きに整理したものである。 1. 原子力事業の健全な発達に資するために、国が原子力事業者に対して助成・援助措置を講じることはできる。だが、被害者の保護を国が直接責任を負う形で図ることはできない。 2. なぜなら、 <u>国策を遂行する原子力事業者といえども私企業である</u> 。日本の財政支出の考え方として、第三者たる <u>私企業の被害者</u> に対して直接損害賠償責任を負う前例	[我妻他(1961)12 頁、下段～] ※「第一条(目的)に「被害者の保護を図り」という句を挿入することに <u>激しく抵抗された</u> 」という文言はない。代わりに「政府部内の討論に際して、第一条の目的から大論争になったのです。」とある。  [我妻他(1961)13 頁、一段目] これに対して、当初関係官庁の担当者は、原子力事業の健全な発達に資するために国が助成措置を講ずることはできるけれども被害者の保護を国が直接責任を負う形ではかるといってはできないと主張された。由来日本の財政支出の考え方、国の財政支出面における役割としては、第三者たる被害者に対して直接損害賠償責任を負うという前例は明治以来ない。このような前例を作ること

<p>は、明治以来ない。<u>法理論としても許されない。</u></p> <p>3. このような前例をつくることは他の産業被害にも波及し、国の財政負担は膨大なものになる恐れがある。</p> <p>4. したがって、この法体系を通じて、被害者の保護を図るということは目的に入れるべきではない。</p> <p>5. 国は原子力事業者に対して損害賠償が経営を破綻させることなく行われるように資金面で援助する。</p> <p>6. その資金援助の過程を通じて、事業者が被害者に賠償支払いできるようにすればいい。</p>	<p>は他の産業災害についても波及し、国の財政負担は膨大なものとなる虞れのあることを懸念し、この法体系全体を通じて、被害者の保護をはかるということは目的の中に入れるべきではない。むしろ原子力事業の健全な発達に資するという立場から、国が事業者に対して損害賠償が経営を破綻させることなく行われるように援助をするような思想であるべきだ。その援助の過程を通じて事業者が被害者に対して賠償支払いができるようにすればいいではないかというような考え方があったわけであります。</p>
<p>[p.50] 井上はこの大論争の顛末を、「<u>「被害者保護という文言が担保されない限り、原子力産業育成は必ず立地問題でまず行き詰まり、周辺住民との紛争も絶えなくなる、</u>という説得の挙句、立案の最終段階で、<u>ようやく（大蔵省が）譲った</u>」と、説明している<sup>72)</sup>。 [72]我妻他(1961)13頁]</p>	<p>[我妻他(1961)13頁、二段目] (前略) 被害者の保護について十全を期しえない限り、原子力産業は立地問題で先ず行き詰まり、周辺住民との紛争も絶えず、安定して成長しないという考え方を私どもは持っていましたので、どうしてもこの目的の中に被害者の保護をはかるという言葉が入らないと、法の体系をなさないと考え、主張をくりかえし、立案の最終段階でこの「被害者の保護を図り」という言葉が入ったわけであります。</p>
<p>p.51 脚注[73] 星野(1962)309頁]</p>	<p>※星野(1962)は38～94頁の論文であるため、この参照の原典が存在しない。同様の参照が以下数頁にわたり繰り返される。</p>
<p>p.52 翻って、「<u>政府部内の激しい議論の結果、妥協を強いられた</u>」<sup>77)</sup>挙げ句に立法化された原賠法を、 [77]我妻他(1961)18頁]</p>	<p>[我妻他(1961)18頁] ※カギ括弧内の記述は存在しない。妥協という単語はみられない。</p>

出典：遠藤(2013)および、表中に指示された参考文献より筆者作成。

注：下線は本の記述と原典の差異がわかりやすくなるよう筆者が付加したものである。

第一章において遠藤氏は、答申を書いた法学者(表1では我妻、井上として登場する人物)を善玉、財政負担の増大を懸念し答申と異なった方向性の立法を求める大蔵官僚たちを悪玉であるかのように描いており、明らかに前者に肩入れしている。49頁には「実は、我妻は論文の最後で、「第一条に「被害者の保護を図り」という句が、「原子力事業の健全な発展に資する」という句と並べて挿入されているが、この挿入を拒否する主張が政府部内に相当強かった」と明かし、憤っている。」という記述がある(下線を引いた引用文の全体をつつむ括弧は遠藤氏の本からの引用、内部の括弧は遠藤氏が「誤引用」したものである。表1の[p.49]にあたる箇所を参照)。しかし、筆者が原典の該当箇所を正確に引用したものを見ていただければわかるが、我妻は特段「憤って」はいないし、カギ括弧内の引用が正確ではない(伝聞を断定のように書き換えるのは歪曲との誹りを免れないであろう)。また、井上が

「官庁担当者」たちに「激しく抵抗された」(p.49)と遠藤氏はカギ括弧に入れて引用しているが、原典にそのような記述はない。さらに、遠藤氏はこれらの官庁担当者たちを大蔵官僚と推測し、断定した上で話を進めている。実は、原典(我妻他 1961)においては、官庁担当者が大蔵官僚であるとは明言されていないのであるが、「専門部会答申を大蔵省主計局長と銀行局長が留保している」(p.50)という、答申(我妻 1959)にみられる記述をもって<sup>3</sup>、推測・断定したものである。これは断定の根拠としては不十分に思われる。

本稿では上記のとおり、この本のごく一部、第一章に集中的に見られる引用上の誤りと歪曲について指摘した。これは、遠藤氏が原子力損害賠償制度専門部会その他で展開している持論の妥当性や道理性とは直接に関わりのない問題であるとはいえ、研究者としての資質・資格にかかわる問題と言える。一般的に、彼女が著書・論文等でカギ括弧を用いて資料を引用したものや、そうした引用に基づいて展開する議論について、読者に対しその正確性・妥当性について注意を促すものである。

#### <参考文献>

遠藤典子(2013)『原子力損害賠償制度の研究 東京電力福島原発事故からの考察』岩波書店

星野栄一(1962)「原子力損害賠償に関する二つの条約案(一)」『法学協会雑誌』第79巻第1号、pp.38-94

我妻栄(1959)「原子力災害補償専門部会の答申」原子力災害補償専門部会

<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/ugoki/geppou/V04/N12/19591206V04N12.html>

(ちなみに、遠藤氏の著書には、「67) 総理府原子力委員会原子力災害補償専門部会(1959)」との脚注があるが、巻末文献リストに書誌がみられない)

我妻栄(1961)「原子力二法の構想と問題点」『ジュリスト』No.236

我妻他(1961)「原子力災害補償をめぐって」『ジュリスト』No.239、1961.10.25

---

<sup>3</sup> 原典は「この答申については、大蔵省主計局長石原周夫委員が3および4の項について、銀行局長石野信一委員が2項の(2)のうち「損害賠償措置として認められる責任保険契約の内容は、政令で定めることとする」の部分および同項の(3)のうち責任保険契約の締結の拒絶に関する適当な措置の部分について、それぞれ態度を保留したことを付記する。」である(我妻 1959)。ちなみに、3とは国家補償に関する項、4とは原子力損害賠償処理委員会に関する項である。